



## EU の電気通信単一市場パッケージの概要と課題

一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）

情報通信研究部 研究員 平井 智尚

### 概要

2013年9月11日、欧州委員会は電気通信の単一市場構築の推進を図る法案を盛り込んだパッケージ「欧州大陸の接続：電気通信の単一市場の構築（Connected Continent: Building A Telecoms Single Market）」を採択した。複数の指令や規則の改正案で構成される本パッケージは、EUの電気通信市場の動向を把握するうえで重要な意味合いを持ち、欧州議会や欧州連合理事会においても活発な討議の展開が予想される。本稿では欧州単一市場の実現という背景をふまえながら、パッケージの概要を説明するとともに、欧州内で意見の割れているネット中立性問題の論点を整理する。

### 1. 電気通信の単一市場とは

2013年9月11日、欧州委員会は電気通信の単一市場構築を狙いとする法案を盛り込んだパッケージ「欧州大陸の接続：電気通信の単一市場の構築（Connected Continent: Building A Telecoms Single Market）」（以下、電気通信の単一市場パッケージ）を採択した。パッケージのタイトルに含まれる「単一市場の構築」とはEUが長年取り組んできた課題であり、具体的にはEU域内における人、物、サービス、資本の自由な移動を意味する。電気通信分野では、国境を越えたコンテンツ、サービス、事業の展開が目標とされ、2010年5月に公表されたEUの包括的なICT戦略「欧州デジタル・アジェンダ」においても「デジタル単一市場(Digital Single Market)の創設」という形でアクションの一つに掲げられている<sup>1</sup>。

ただし現状に目を向けるとEUの電気通信市場は断片化しており、グローバルな競争にも太刀打ちできない状態にある。この問題を解消するために法律レベルでの早急な対応が求められていた。

### 2. 電気通信単一市場パッケージの要点

電気通信の単一市場パッケージは、「認可指令(2002/20/EC)」、「枠組み指令(2002/21/EC)」、「ユニバーサル・サービス指令(2002/22/EC)」、「BEREC(欧州電子通信規制者団体)の設立と事務局に関する規則(Regulations(EC)No 1211/2009)」、「EU域内の公衆移動体通信網の口

<sup>1</sup> European Commission, COM(2010)245, A Digital Agenda for Europe

ーミングに関する規則 (Regulations(EU)No 531/2012)」といった複数の指令・規則の改正案によって構成されている。本項では改正案の要点を概観する<sup>2</sup>。

- ・電気通信事業者に適用される規則の簡略化

EU 加盟国で電気通信事業を展開する際の許可権限を一元化する体制をつくる。また、他の事業者からネットワークを借用する際のハーモナイゼーション（協調）を進め、サービス競争の推進を図る。

- ・EU 域内のローミング料金の撤廃

2014 年 7 月 1 日より国外滞在中にかかる着信接続料金は撤廃される。事業者には EU 全域で適用される料金プランの設定が期待される。消費者は居住国で契約している事業者以外に、安い料金でサービスを提供するローミング事業者を選択できるようになる。

- ・欧州域内の国際通話の割増料金の撤廃

現在、居住国から海外への通話に対して事業者は固定・携帯の両方で割増料金を設定しているが、今後は固定通話については国内の長距離通話を超える料金を課してはならない。また携帯電話の通話については 1 分あたり 0.19 ユーロを上限とする。

- ・法律によるオープン・インターネット（ネット中立性）の保護

事業者によるインターネットのコンテンツに対するブロックや帯域制限を禁止し、利用者の開かれたインターネットへのアクセスを保障する。事業者は「特別サービス」(IPTV やビデオ・オン・デマンド等)の提供に際して、特別サービスを利用しない消費者のインターネットの速度に影響を与えてはならない。

- ・電気通信サービスの契約における消費者の権利強化

プロバイダや契約の変更に関する消費者権利を強化するために、事業者は契約に関して平板な言語を用い、サービス間の比較が可能な情報提供を心がける。長期契約を望まないケースを想定して 1 年契約を設定する。契約時に提示されたインターネット速度が保障されない場合に契約を破棄する権利を強化する。

- ・周波数割当てにおける協調

欧州市民は 4G のモバイル接続と Wi-Fi をより享受すべきである。周波数割当ての協調を進めることで、移動体通信事業者は国境を越えた投資計画を有効に進めることができるようになる。加盟国は移動体通信事業者から引き続き周波数利用と関連する収入を得るが、同時により

<sup>2</sup> コミュニケーションや各々の提案の詳細については以下のウェブサイト情報が掲載されている。European Commission, Digital Agenda for Europe, Connected Continent: a single telecom market for growth & jobs <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/connected-continent-single-telecom-market-growth-jobs>

一貫した枠組みでの周波数の運用が求められる。

・投資環境の確保

改革パッケージに含まれる「コスト算出の方法と非差別性に関する勧告」は、投資の推進、ならびに規制機関ごとの相違を解消する狙いがある。同勧告は、(1) 他の事業者がインカンパント事業者の所有する銅線ネットワークを利用する際に課される料金の協調・均衡、(2) アクセスシーカー（コンテンツサービス事業者や搬送サービス事業者）のネットワーク接続の平等を確保、によって構成される。競争や非差別性が確保されることで「次世代」ブロードバンドの卸売接続料金が規制機関ではなく市場によって決定されることが期待される。

### 3. ネット中立性をめぐる議論

様々な分野に対応する複数の指令や規則の改正案で構成される電気通信の単一市場パッケージは、人、物、サービス、資本の自由な移動の推進を図る単一市場の目標に寄与し、市民、政府、企業といった各アクターによる国境を越えた活動を後押しすると期待されている。欧州委員会のバローゾ委員長も「電気通信の欧州単一市場の進展は欧州の戦略的利益ならびに経済の進展に欠かせないものである」とコメントし、高く評価している<sup>3</sup>。このほか欧州の通信事業者団体である欧州電気通信事業者協会（ETNO）も、NGA（次世代アクセスネットワーク）の推進が見込まれるといった観点から欧州委員会の提案に歓迎の意を示している<sup>4</sup>。他方でいくつかの懸念も示されている。その一つとしてネット中立性をめぐる問題が挙げられる。

ネット中立性の提案は先に示したように、通信事業者によるインターネット上のコンテンツのブロックや帯域制限を禁止することで消費者の権利保護を図る狙いがある。欧州委員会は消費者の権利のみならず、イノベーションの促進や汎欧州的な事業展開の面でもネット中立性の重要性をうたっている。しかし、EUの一部機関は欧州委員会によるネット中立性の提案が不十分であるとして批判を行っている。

EU加盟国の電気通信規制機関の代表者から構成され、EU全体の通信業務の規制管理を担う組織であるBEREC（欧州電子通信規制者団体）は、欧州委員会によるネット中立性の提案について一定の評価を下しながらも、政策的な方向性と具体性に欠けると批判している<sup>5</sup>。具体的な問題点として、前掲の「特別サービス」の定義が不明確であることや、各国の規制機関の果たす義務が明示されていないことを挙げている。また、個人情報保護の独立監視機関であるEDPS（欧州個人情報保護監察局）はネット中立性の原則が提案に含まれていることを歓迎する一方で、ISPによる違法サービスならびにコンテンツに対するアクセス制限やフィルタリン

<sup>3</sup> European Commission, 11/09/2013, IP/13/828, Commission proposes major step forward for telecoms single market

<sup>4</sup> ETNO, 11/09/2013, Digital single market proposals need to promote investment, innovation and growth

<sup>5</sup> BEREC, 17/10/2013, BEREC views on the proposal for a Regulation “laying down measures to complete the European single market for electronic communications and to achieve a Connected Continent”

グが、それらを名目とした利用者の監視につながる恐れがあるとして懸念を表している<sup>6</sup>。

#### 4. おわりに

---

電気通信の単一市場パッケージは EU が目標として掲げる「デジタル単一市場の創設」を大きく前進させるものである。しかし、ネット中立性の問題が象徴するように様々な争点やアクターが複雑に絡みあっており、一義的に問題解決が図られるというわけではない。他にも、EU 単一の電気通信規制機関の創設、欧州均一の着信接続料金、欧州全域で適用される周波数免許など、時期尚早と見なされた課題も残っている。本パッケージに対する欧州議会や欧州連合理事会の対応も含めて、電気通信の単一市場政策に関する EU の動向については今後も注視していくべきと考えられる。

---

<sup>6</sup> EDPS, 15/11/2013, Privacy and data protection can restore consumer confidence in the Digital Society